

指定校変更を希望する保護者の皆さんへ

〈 町立小中学校の指定校変更 〉

家庭の事情や身体的な事情で、指定校変更を希望する保護者は、次に示す「変更基準」及び「通学の条件」を確認し、通学時間や通学方法など十分検討のうえ、申請してください。

理由	申請期限	許可期限	添付書類
① 心身の障害や疾病により、就学校への就学が困難な場合	随時	理由が消滅するまで	理由確認ができるもの
② 住宅新築・改修等で1年以内に転居予定の場合	随時	理由が消滅するまで	住宅購入契約書等
③ 保護者の勤務事情により、放課後、親族や施設に預ける場合（預け先の地区の指定校に限る）	随時	理由が消滅するまで	預かる者の承諾書
④ 学校内の対人関係等の事情で、精神的に過重な負担があると認められる場合	随時	卒業まで	—
⑤ 中学校の部活動において、指定校に希望する部活動がない場合（翌年度、中学校に就学予定の児童に限る）	12月7日（金）	卒業まで	—
⑥ 学年途中の転居による場合（引き続き転居前の在学期に就学を希望する場合）	随時	卒業まで	—
⑦ ④及び⑤の理由により、変更が認められた兄弟姉妹である場合	随時	卒業まで	—
⑧ その他、教育委員会が特に必要と認める場合	随時	理由が消滅するまで	学校長の見解書 その他必要書類

特別な理由、事情のため指定校への就学が困難な場合、次の変更手続きができます。

通学条件

① 登下校中の事故は、保護者の責任において対処することになります。
② 通学路及び通学方法を明確にしてください。
※通学方法は、原則徒歩になります。

変更基準

左表を参照してください。
※⑤は、町立小学校6学年の保護者に、学校から配布された「中学校の指定校変更について」をご参照ください。なお、私立小学校6学年に在学している児童の保護者は、教育委員会まで連絡をお願いします。

☎ 524-525
☎ (274) 1056

保育所 11/14(水) 15(木)、学童保育室 11/21(水) 22(木)

〈 保育所・学童保育室の入所受付 〉

町では平成25年度の保育所入所、学童保育室入室の申し込みの受け付けを行います
☎ こども支援課保育係 ☎ 162~164 ☎ 274-1051

「保育所」受付

【資格】平成19年4月2日から平成24年9月30日まで（あずさ保育園及び三芳元氣保育園は平成25年2月4日まで）に生まれ、町内に居住し、保護者が就労などにより保育できない児童。
【必要書類】①申込書
②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類
③家庭調査票
※①～③の書類は、こども支援課および町内各保育所で配布します。
【日時】11月14日(水)・15日(木) 午前9時～正午・午後1時30分～4時
【場所】役場3階会議室
【面接】受付時面接をおこないますので、お子さんと一緒にお越しください。
【その他】町内の私立認可保育園（平成25年度4月新設予定保育園を含む）を申し込む場合も方法は同じです。第一保育所の新規入所は、できません。また第二保育所は、平成24年度の耐震改修工事期間中は、第一保育所に通所してもらったこととなります。

「学童保育室」受付

【資格】町立小学校の1～4年生で、保護者の就労などで家庭がいつも留守の児童。
【必要書類】①申込書
②就労証明書または保育に欠けることを証明する書類
※①②の書類は、こども支援課及び町内各学童保育室、各保育所で配布。
【日時】唐沢学童及び竹間沢学童の希望者▼11月21日(水)午後3時～6時
藤久保学童、北永井学童及び上富学童の希望者▼11月22日(木)午後3時～6時
【場所】藤久保公民館ホール
【面接】受付時面接をおこないますので、お子さんをお連れください。
【受付期間】申し込み一斉受付日以降、保育所及び学童保育室は、次の日程で、こども支援課で随時受け付けます。
【1次受付】一斉受付日以降から12月10日(月)まで
【2次受付】12月11日(火)から平成25年2月12日(火)まで（2次受付の選考は、1次で受け付けた人の選考後に空きがある場合のみ行います。）

住民・団体・企業が主体となった公共サービスの提供を目指します

〈 新しいアイデアによる事業を募集 〉

市民活動団体・民間企業、その他法人、地域団体による先進的な事業を募集します。

提案制事業委託制度

市民活動団体や民間企業などの手法や視点を取り入れた新しいアイデアの事業を募集します。
「自分たちなら、こんな方法で良いサービスができる」といった思いを形にすることで、地域課題の解決や住民サービスの向上を目指す制度です。

募集する事業

地域課題や社会的課題の解決や地域の活性化につながる事業。
※町が現在実施している事業を、そのまま引き受ける委託先を募集するものではありません。民間のアイデアや工夫が盛り込まれ、住民にとってプラスになる提案に限ります。

事業の実施時期

平成25年4月から平成26年3月末日までの期間

募集団体

市民活動団体、民間企業、その他法人、地域の団体等の任意団体とし、提案した事業を実施できる団体に限ります。
【委託料】対象経費の100%以内とし、1事業50万円（千円単位。千円未満切り捨て）



随時、個別相談も行っています。右記に問い合わせください。

を上限とする。
【申請・事業実施の流れ】申請書類受付↓第1次書類審査↓第2次書類審査↓プレゼンテーション↓審査結果↓町長報告・採択事業決定↓契約締結↓事業実施
【申請書提出方法】持参又は郵送（書留・簡易書留郵便に限る。）により、政策秘書室政策推進係へ
【提出締切】10月31日(水)午後5時まで
※持参：土曜日、日曜日及び祝日を除く
※郵送：10月31日(水)必着
【その他】諸注意事項等があるため、応募される団体は必ず要領をご確認ください。要領・申請書類等は、町ホームページ・政策秘書室で配布しています。
☎ 422-424
☎ (274) 1054

4月から認可保育園が開園します

〈 “三芳元氣保育園” が開園 〉

生後57日目から小学校就学前までの、子どもを対象としています
申し込みは、町立保育所の申し込み手続きと同じです



開園予定場所

【所在地】三芳町藤久保 3851 番地
【開園予定日】平成25年4月1日
【定員】120人
【保育時間】平日 / 午前7時から午後8時まで
土曜日 / 午前7時から午後6時まで
※延長保育を利用する場合、別途延長保育料がかかります。
【対象】生後57日目（生後57日に達した月の翌月）から小学校就学前まで
【設置及び運営法人】（福）埼玉現成会
【申込方法】書類は町立保育所を申し込む場合と同じです。入所希望保育所の欄に「三芳元氣保育園」と記入してください。なお、一時預かり事業もあわせて実施する予定です。

☎ 申込みについて…こども支援課 ☎ 162～164
保育内容について…（福）埼玉現成会三芳元氣保育園
☎ 042-975-1551 ☎ 042-975-1554